

# 職場における受動喫煙防止対策事業

平成26年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（泉陽子課長）〔主担当〕

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

### 施策目標Ⅲ－2－1

労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

## 2. 事業の内容

### （1）実施主体

厚生労働省（本省）、都道府県労働局、労働基準監督署、受託者（一般競争入札（最低価格落札方式）により選定）

### （2）概要

（厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署）

新たな受動喫煙防止対策（事業者の努力義務による、全面禁煙・空間分煙等の措置）について、厚生労働省（本省）が周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて周知啓発を行い、普及を図る。また、喫煙室等を設置する中小企業に対し、費用の一部を助成する。

（受託者）

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、専門家が電話対応や訪問指導等を行い、空間分煙で対策を行う方針の事業場に対して、上記助成金を案内する。さらに、経営者・安全衛生担当者等を対象に説明会や出前講座を行い、技術的な面についての周知啓発を行う。

また、職場のたばこ煙の濃度や喫煙室の効果を測定するための機器の貸し出しを行うとともに、事業場に有効な測定方法を指導する。

## 3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

### （1）有効性の評価

平成24年度の指標において、全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は61%に上昇しており、職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は52%に低下しているため、対策が着実に進展しているものと評価できる。

## (2) 効率性の評価

---

以下の点から、効率性は高いものと期待される。

- ① 事業場を訪問して指導・助言を行う場合には、最寄りのコンサルタントが訪問しており、移動コスト低減を図っていることに加え、既に専門技能を有する方を活用することにより行政が専門家を養成するコストを省いている。
- ② ①の相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、空間分煙での対策を希望する事業者に対して喫煙室設置の助成制度を案内し、実際に助成している。
- ③ 職場のたばこ煙の濃度や喫煙室の効果を測定するための機器の貸し出しについて、職場の現状把握だけでなく、助成の実績報告時にも活用されている。

## (3) 評価の総括（必要性の評価）

---

対策に取り組んでいる事業所が増加し、職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は減少するなど、対策は着実に進展しているが、4割弱の事業場では有効な対策が講じられておらず、また、半数の労働者が受動喫煙を受けていることから、引き続き支援を実施する必要がある。

ただし、助成の予算執行率は平成25年度で約50%であり、また、実地における相談対応数や測定機器の貸与数も目標数に達していないため、所要の見直しや一層の周知啓発を図る。

## 4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

---

平成27年度予算概算要求においては、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法の中に受動喫煙防止対策について国が必要な支援を行うことが明記されたことや過去3年度分の実績等を踏まえ、以下のとおり事業内容を見直した上で、所要の予算を要求する。

- ① 屋内全面禁煙のために屋外喫煙所を設置する事業者に対する助成を追加する。
- ② 技術的な相談対応については、適切な相談受付数とする。
- ③ 測定機器の貸与については、粉じん計・風速計について、適切な貸し出し数とするとともに、利用者から要望が高い一酸化炭素計・臭気計の貸し出しを開始する。

## 5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙にしている」といった有効な対策を講じている事業所の割合（平成19年度調査（46.3%）より増加／平成24年度）	—	—	47.5%	61.4%	—
達成率		—	—		達成	
2	喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合（平成19年度調査（92.2%）より減少／平成24年度）	—	—	30.8% <sup>※1</sup>	調査未実施	—
達成率		—	—	達成と判断 ※1	判定不能	—
3	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合（平成19年度調査（65.0%）より減少／平成24年度）	—	—	—	51.8%	—
達成率		—	—	—	達成	—
【調査名・資料出所、備考等】						
平成23年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」						
平成24年：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」						
※1「喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合」については、平成19年以降調査が実施されていないため、平成23年度の調査における「職場での受動喫煙防止対策の有無」の項目で「講じられているが不十分である」又は「講じられていない」と回答した労働者の割合で判定した。						
アウトプット指標		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4	監督署における説明会開催率（100%／平成23年度）	—	—	36.1%	100%	— <sup>※2</sup>
達成率		—	—	36.1%	100%	—
【調査名・資料出所、備考等】						
厚生労働省労働基準局安全衛生部調べ						
※2 効果的な周知啓発の観点から、平成25年度から委託事業により周知啓発のための説明会を実施することとしている。						